

# 特別特定無線設備の 範囲拡大について

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
社会システム事業委員会  
特定小電力無線システム専門委員会

# 特別特定無線設備と自己確認制度

## 特定無線設備と特別特定無線設備の申請手続

### 特定無線設備と特別特定無線設備

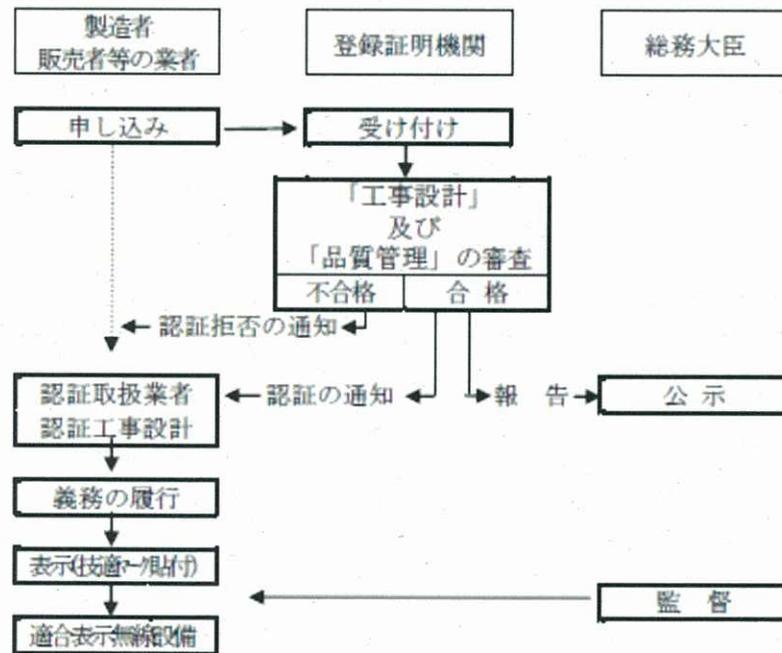
対象となる無線設備	「特定無線設備」		「特別特定無線設備」
	↓	↓	↓
制度の種類	技術基準適合証明	工事設計認証	技術基準適合自己確認
申請者	製造業者 販売等業者 一般利用者	製造業者 販売等業者	製造業者 販売等業者
実施者	登録(承認)証明機関		製造業者、輸入業者
	↓	↓	↓
制度の実施	証明の実施	認証の実施	自己確認の実施
	↓	↓	↓
	制度への適合を確認		
	↓		
制度に適合した設備	「適合表示無線設備」		

# 日本の技術基準適合 自己確認について

## 自主責任とスピードアップ、コスト負担の低減

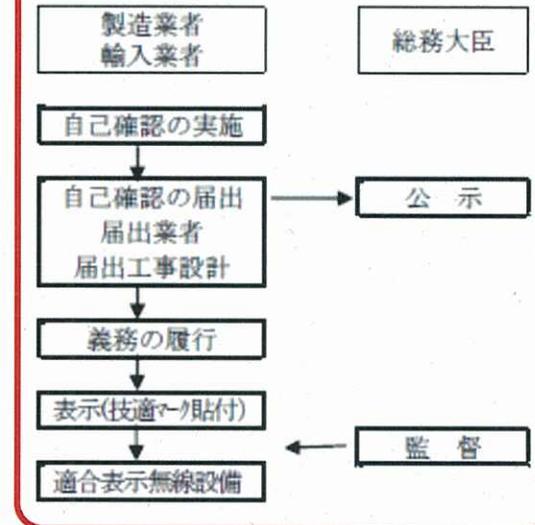
### 特定無線設備

#### 工事設計認証の場合



### 特別特定無線設備

#### 技術基準適合 自己確認



登録証明機関での  
試験・審査が不要

**メリット: 無線機器の迅速な市場投入が可能(手続きのスピードアップ)  
より安い機器開発(コスト負担の低減)**

**欧州における事例: 自己適合宣言**

**無線: R&TTE指令 (Radio Equipment and Telecommunication Terminal Equipment)**

**安全: CE**

# 欧州における自己適合宣言：R&TTE(1)

公共性の高いもの(公共・国家セキュリティ、防衛、運輸など)は除外

## R&TTEの自己適合宣言 適用対象

対象機器	適用除外
<p>(1) 公衆通信網に何等かの手段で直接または間接的に接続され得る、通信を可能とする製品またはその部品。</p> <p>(2) 地上あるいは宇宙通信に割り当てられているスペクトラムを利用した電波を送信または受信することによって通信が可能な製品及び関連する構成部品。(電波:9kHz~3,000GHzで空間を伝播する電磁波。)</p> <p>機器例:携帯電話, コードレス電話, 無線LAN 機器, カーキーレスエントリー等</p> <p>(3) 部分的に以下の指令に含まれる機器についても適用。 医療用機器 / 埋込式能動医療用機器 / 輸送手段 / 二輪、三輪車の部品もしくは構成装置</p>	<p>(1) 公共セキュリティや防衛、国家セキュリティ関連 機器。</p> <p>(2) 指令 付則書 I に記載された機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般市場では販売されないアマチュア無線機器やキット、部品</li> <li>② 海上無線機器(96/98/EEC)</li> <li>③ ケーブル及び配線</li> <li>④ 音声及びテレビジョン放送受信装置(ラジオ、テレビ)</li> <li>⑤ 民間航空分野での製品、機器、構成部品 (EEC No.3922/91)</li> <li>⑥ 航空交通管制機器・システム(93/65/EEC) 機器例: AMラジオ、FMラジオ、テレビ、BS受信機、VTR、ラジカセ、船舶関連無線機器、航空関連無線機器、航空交通管制機器等</li> </ul>

## 必須要求事項

Radio + EMC + LVD

全ての機器に適用(指令第3条-1)

- ・健康および安全(LVD含む)
- ・EMC

※LVD:低電圧指令

無線機器のみに適用(指令第3条-2)

- ・周波数および軌道資産の有効利用

+

欧州委員会の決定によるもの(指令第3条-3)

- (a) ネットワーク経由での機器の相互接続
- (b) ネットワークへの危害、誤用の防止
- (c) プライバシー保護
- (d) 不正利用対策
- (e) 緊急サービスアクセス
- (f) 障害者支援

(該当する欧州委員会決定が存在する場合)

# 欧州における自己適合宣言：R&TTE(2)

## 欧州：選択可能な適合性評価手続きとその概要

	ANNEX II	ANNEX III	ANNEX IV	ANNEX V
受信専用無線機器	○ (NBの関与不要)	×	○	○
送信可能な無線機器 (整合規格を利用する場合)	×	○ (NBの関与不要)	○	○
送信可能な無線機器 (整合規格が存在しない場合)	×	×	○	○

### ANNEX IV

- TCF (Technical Construction File) 作成および保管
- NB (Notified Body) のレビュー
- CEマーキング表示(NB番号必須)

全てのR&TTE機器に適用可

### ANNEX II

- 適合宣言書
- CEマーキング表示
- 文字文書の作成および保管

ただし、送信可能な無線機器以外にのみ適用可

### ANNEX III

- 適合宣言書
- CEマーキング表示
- 文字文書の作成および保管
- 無線試験一式の実施
- 場合によっては、NB関与  
(CEマーキングにNB番号表示)

ただし、送信可能な無線機器にのみ適用可

### ANNEX V

- 当該製品に関する情報と品質システムの資料のNBへの提出
- NBによる品質システムの認可とその後の監査
- 品質システムの認可に関する情報の保管
- CEマーキング表示(NB番号必須)

全てのR&TTE機器に適用可



<CEマーク>



<機器クラス識別マーク>

# 欧州における自己適合宣言：R&TTE(3)

## 課題：不適合機器の市場流出 抑制手段の確立

### 具体的な取り組み

#### 1. 市場における不適合機器の監視

##### 2つの取り組み姿勢

- 1) 自発的な市場監視の実施(pro-active)
- 2) 苦情を受けての実施(complaint driven)

国内市場における安全規格調査、市場監視の厳しいドイツでも  
約3割の機器が不適合

#### 2. 社会的責任(社会に対して果たすべき責任)

準拠しなければ社会的に批判され、ビジネスの継続が困難になる など

#### 抑制手段の確立：

実効的な監視と制裁が重要

# 自己確認制度の範囲拡大について(1)

## 免許不要局への拡大の検討

**拡大の考え方:** 公共性（公共・国家セキュリティ,放送,運輸など）を考慮し、影響度を最小にする必要がある

→ 影響度を考慮しながら送信電力の低い免許不要局から検討

特定無線設備(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条)

1. 免許不要局		
	市民ラジオ	狭域通信システム用陸上移動局
○	コードレス電話	狭域通信システム用試験局
	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム (2,400~2,483.5MHz)	超広帯域(UWB)無線システム
	2.4GHz帯小電力データ通信システム(2,471~2,497MHz)	小電力セキュリティー
	5.2, 5.3GHz帯小電力データ通信システム	特定小電力無線局(テレメータ、テレコントロール及びデータ伝送、医療用テレメータ、体内植込型医療用データ伝送、無線呼出、ラジオマイク、補聴援助用ラジオマイク、無線電話、音声アシスト用無線電話、移動体識別、ミリ波レーダ、ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送、移動体検知センサー、国際輸送用データ伝送設備、など)
	5.6GHz帯小電力データ通信システム	
	準ミリ波帯小電力データ通信システム	
	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (空中線電力0.017W以下)	
○	デジタルコードレス電話	
○	PHS陸上移動局	

**進め方:** JEITA特定小電力無線システム専門委員会、無線関連機関(ARIBなど)と連携し検討を実施する

# 自己確認制度の範囲拡大について(2)

## (ご参考) 包括免許対象局、簡易な免許手続

### 2. 特定無線局(包括免許対象局)

MCA(陸上移動局)	加入者系多方向用移動局
空港MCA	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局
Ku帯VSAT地球局	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)
Ka帯VSAT地球局	1500MHz帯デジタルMCA(陸上移動局)
○ TDMA方式(800MHz/1500MHz帯)携帯無線通信用陸上移動局	800MHz帯デジタルMCA(陸上移動局)
○ CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	携帯移動衛星通信用地球局(対地静止)(N-STAR)
W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	携帯移動衛星通信用地球局(非静止)(イリジウム)
○ CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局	インマルサット携帯移動地球局
○ W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局	ESV携帯移動地球局(船上地球局)
○ CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局	ルール加入者無線(2GHz帯 5W以下)
○ TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局
○ TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	航空移動衛星通信システム
携帯移動衛星データ通信用地球局(対地静止)(オムニトラックス)	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の2第1項)
携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止)(オープコム)	

### 3. その他(簡易な免許手続)

MCA(指令局)	加入者系対向用移動局
SSB(航空無線電話)	テレメーター用等の固定局
特定ラジオマイク	非常警報用固定局
海上移動業務用DSB	22GHz帯固定局
F1B, C, D, E, F, N, X電波 又は G1B, C, D, E, F, N, X電波 単一通信路 陸上移動局 又は携帯局 50W以下	1500MHz帯デジタルMCA(デジタル指令局)
F2A, B, C, D, N, X電波 又は F3E電波 単一通信路 陸上移動局 又は携帯局 50W以下	800MHz帯デジタルMCA(デジタル指令局)
SSBを使用する無線局 50W以下	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局
F2A, B, C, D, N, X電波 又は F3C, E電波 54MHz超70MHz以下、142MHz超162.0375MHz以下、335.4MHz超470MHz以下、810MHz超960MHz以下、1215MHz超2690MHz以下の無線局 50W以下	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)

# 自己確認制度の範囲拡大について(3)

## (ご参考)その他(簡易な免許手続) つづき

3. その他(簡易な免許手続) つづき	
無線標定(A2N,NON又はPON電波 10.525GHz又は24.2GHz 0.1W)	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局
ラジオ・バイ(設備規則第49条の4の無線設備)	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)
気象援助局(ラジオゾンデ及び気象用ラジオ・ロケット)	PHS基地局
パーソナル無線(900MHz帯 5W)	PHS試験通信用無線局等
簡易無線(150MHz帯又は400MHz帯 5W以下)	PHS試験局
小エリア簡易無線(347.7MHz超351.9MHz以下1W以下)	38GHz帯固定局
無線操縦用簡易無線(27MHz帯 1W以下)	RZSSB
50GHz帯簡易無線局 30mW	周波数自動選択RZSSB
構内無線(設備規則第49条の9の無線設備)	周波数追従RZSSB
TDMA方式(800MHz/1500MHz帯)携帯無線通信用基地局等	狭帯域デジタル
CDMA方式携帯無線通信用基地局等	周波数自動選択狭帯域デジタル
W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	周波数追従狭帯域デジタル
CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等	車両感知用無線標定陸上局
W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	道路交通情報ビーコン
CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	設備規則第48条第1項のレーダー(第3種レーダー)
TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	設備規則第48条第4項のレーダー(第4種レーダー)
TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	60GHz帯高速無線回線用基地局
アマチュア無線	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局
加入者系多方向用基地局	狭域通信システム用基地局
1.9GHz帯端末用固定局	18GHz帯基地局等(周波数分割復信方式又は時分割復信方式)
1.9GHz帯基地局用固定局	18GHz帯陸上移動局(4相位相変調等)
1.9GHz帯中継用固定局	18GHz帯基地局・陸上移動中継局(信号伝送速度:6メガビット以上)
1.9GHz帯試験用無線局	18GHz帯電気通信業務用固定局
市町村デジタル防災無線通信用固定局	18GHz帯公共業務用固定局
デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の2第1項及び第2項)	